

入札説明書

米子市掲示第26号に係る入札公告（以下「公告」といいます。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明によるものとします。

- 1 公告日 平成27年9月14日（月）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365）
- 4 入札物件

米子市が使用していたスクールバス

区 分	スクールバス
車名及び型式	日野リエッセII・PB-XZB50M（幼児専用車）
自動車登録番号	鳥取200は 54
排気量	4.0リットル
登録年月日	平成17年4月1日
車検満了日	平成28年1月27日
自賠責保険期間満了日	平成28年1月28日
乗車定員	6人（大人）+42人（幼児）/1.5人
走行距離	94,632キロメートル

※走行距離は、平成27年9月9日現在におけるもの

- 5 入札方法 一般競争入札（せり売りではありませんので、ご注意ください。）
なお、郵便又は電送による入札は認めません。
- 6 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

（2）日時

平成27年9月14日（月）から同年10月2日（金）までの日の午前9時から午後5時15分までとします。ただし、次に掲げる日を除きます。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

7 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 入札参加申込期限

平成27年10月2日（金） 午後5時

(2) 入札参加申込場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(3) 提出書類等

ア 入札参加申込書（別添の市指定様式のもの）

イ 市税等納付確認同意書（別添の市指定様式のもの）

ウ 役員等調書兼照会承諾書（別添の市指定様式のもの）

※この入札参加申込みをされなければ、入札に参加することはできません。

※市税等の滞納がない方でなければ、原則として契約はできません。

8 入札に参加できない方

次の方は、入札に参加することができません。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人

(3) 被保佐人（準禁治産者を含む。）

(4) 被補助人

(5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

※この条文は、本入札説明書末尾に記載してあります。

9 附帯条件

(1) 名義変更手続、自賠責保険手続等は、落札者自らが自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは、売却代金の支払及び名義変更手続の完了を確認した後とします。

なお、引渡しは、名義変更後となりますが、名義変更のための車両の引渡しは、行いません。(鳥取県外の方が名義変更しようとする場合は、ナンバー交換等の手続上、車両現物が必要となりますが、これは米子市名義のまま落札者運転による事故を未然に防止するための措置ですので、ご了承ください。)

(2) スクールバスは落札者の負担により、車体に「米子市」と表記されている部分を消去する措置をしてください。(これは、現外装のままでは、米子市所有のスクールバスと混同されるおそれがあるための措置です。)

(3) 入札物件の落札者への引渡方法は、原状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切しません。

(4) 契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を上乗せした金額となります。

1 0 入札保証金及び契約保証金

免除

1 1 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成27年10月14日(水) 午後1時30分

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

1 2 入札物件に係る現地公開会

(1) 日時

平成27年9月24日(木) 午後2時00分

(2) 場所

米子市淀江町淀江480番地スクールバス車庫前(米子市淀江公民館横)

(3) 申込期限及び申込先

入札物件に係る現地公開会への参加を希望される方は、平成27年9月18日(金) 午後5時までに、米子市総務部入札契約課に申し込んでください。

電話 0859-23-5365

1.3 本件入札に対する質問及び回答

(1) 受付期間

平成27年9月14日（月）から同年10月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時00分まで

(2) 質問送付先

質問については、質問事項を記載した書面（別添の市指定様式のもの）を米子市総務部入札契約課までファクシミリで送付してください。

ファクシミリ 0859-23-5368

(3) 回答方法

米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

1.4 入札の手順

(1) 持参物

ア 入札書及び封筒（市指定様式のもの）

※市指定の封筒は、入札日当日の受付時にお渡しします。

イ 委任状（代理人が入札する場合）

ウ 印章（代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは、不可）

エ 筆記用具（鉛筆不可）

オ 辞退する場合の辞退届用紙

(2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

(3) 落札者の決定

ア 予定価格を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。

※予定価格とは、市の売却希望となる最低価格のことです。

イ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

ウ 落札結果（落札者名、落札金額等）は、入札後に一般に公開する予定ですので、ご了承ください。

（4）その他の留意事項

ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。

イ 入札者が1人であっても、入札を執行します。

ウ 入札書には、記名押印をしてください。

エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。

オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。

カ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効となります。

キ 2人以上の入札者の代理をした者の入札は、無効となります。

ク 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限り）を提出してください。

ケ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

コ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき執行します。

1.5 入札後の留意事項

（1）落札者は、平成27年10月23日（金）までに、契約を締結しなければなりません。

（2）市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいいます。）の滞納がない者でなければ、原則、契約の相手方としません。

（3）落札者は、契約締結の日から20日以内に、売買代金の全額を納付してください。

1.6 車両使用可能までの流れ

入札説明書の交付



入札契約課にて交付

※米子市ホームページからもダウンロード可能

対象車両の現地公開会への参加申込み

↓ 9月18日(金)午後5時00分までに入札契約課に申込み
電話申込み可(0859-23-5365)

対象車両の公開

↓ 9月24日(木)午後2時から
米子市淀江町淀江480番地スクールバス車庫前(米子市淀江公民館横)

入札参加申込み

↓ 10月2日(金)午後5時00分までに入札契約課に申込み

入札

↓ 10月14日(水)午後1時30分
市役所本庁舎2階202会議室

落札

↓ 契約書交付

契約

↓ 10月23日(金)までに契約締結

売却代金の納付

↓ 契約締結の日から20日以内
納付確認後に名義変更に必要な譲渡証明書等を交付

名義変更等の手続

↓ 落札者の負担で、名義変更及び自賠責保険手続を行う。

車両の引渡し

↓ 名義変更手続完了を確認の上で、米子市淀江町淀江480番地
スクールバス車庫前(米子市淀江公民館横)
(搬出経費等の諸経費は、落札者の負担です。)

車両本体に記載された「米子市」の表示を消去する措置

↓ 落札者の負担で実施する。

車両の使用開始

17 お問い合わせ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部入札契約課 電話0859-23-5365

<参考> 地方自治法施行令第167条の4第2項

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。